

エスコーター一委託契約申込書

1. (目的)
 - a. 本書面において「エスコーター業務」の報酬を定める。
2. (料金表)
 - a. 業務契約における報酬は、以下のとおりとする。

料金表

$$\text{報酬} = (\text{報酬 A}^{\ast 1}) + (\text{報酬 B}^{\ast 2}) + (\text{報酬 C}^{\ast 3}) + (\text{報酬 D}^{\ast 4}) + (\text{報酬 E}^{\ast 5})$$

※1「報酬 A」とは、紹介した入会希望者が入会手続と入会のお支払い完了した場合の手数料のことをいう。

報酬額: 会員 1 名につき 5,000 円(消費税込み)

※2「報酬 B」とは、自分が紹介した入会者で、継続して入会している人数により毎月支払う手数料のことをいう。

報酬額: 会員 1 名につき 1,000 円(消費税込み)

※3「報酬 C」とは、エスコーターが、マレッジアドバイザーまたは仲人の補助として、入会時の重要事項の説明、手続、規則のどの一切の業務を行う場合、報酬 A に加算される手数料のことをいう。

報酬額: 会員 1 名につき 5,000 円(消費税込み)

※4「報酬 D」とは、エスコーターが、マレッジアドバイザーまたは仲人の補助として、入会者の日々の保全業務及びお見合いの立合業務など付帯する業務を行う場合に、報酬 B に加算される手数料のことをいう。

報酬額: 会員ごとに月会費の 30%(消費税込み)

※5「報酬 E」とは、エスコーターが、マレッジアドバイザーまたは仲人の補助として、主体的に入会者を成婚に導いた場合に支払う手数料とする。

報酬額: 消費税控除後の会員ごとに成婚料の 80%を手数料として支払うものとする。

3. (支払について)

- a. 報酬は、提供された役務に基づいて契約が成立した後に支払われるものとし、役務の提供がなかった月には支払われないものとする。
- b. 振込手数料、会社が立替えた費用、各種税金等、これらを差し引いて振り込むものとする。

4. (支払日)

- a. 報酬 A、C については、3 条 2 項に基づき、月末締め翌月 10 日に支払うものとする。
- b. 報酬 B、D については、引き落としが確認された翌々月 10 日に支払うものとする。
- c. 報酬 E については、成婚料が会社に着金後、月末締め翌月 10 日に支払うものとする。

5. (委託業務)

- a. エスコーターで報酬 A、B を受け取るものは、入会手続きまでの紹介業務とする。
- b. エスコーターで報酬 A、B、C、D、E を受け取るものは、入会手続きから成婚までの一連の業務とする。

6. (ペナルティー)

- a. エスコートは、入会者に対し仲人協会の定める「システム紹介」「ペナルティー規定」を会員勧誘時に必ず説明をする義務を迫う。
- b. 入会者が「ペナルティー規定」に基づく請求を拒んだ場合、エスコーター報酬から戻入れをし負担をするものとする。

R&I ユウナイト株式会社

代表取締役 吉岡 誠 殿

上記内容を十分に理解し、御社エスコーターに申し込みます。

年 月 日

登録の住所 〒 _____

エスコーター氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

連絡のつく電話番号 _____

登録のメールアドレス _____ @ _____

報酬振込口座 _____ 銀行 _____ 支店 普通

※郵便局はご指定いただけません。